



平成 21 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 大証金（大阪証券金融株式会社）
代 表 者 名 取締役社長 堀田 隆夫
（コード番号 8512 東証・大証 第一部）
問 合 せ 先 取締役企画総務部長 西山 剛
（TEL. 06-6233-4510）

リスク管理体制の抜本的強化策の実施について

当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の取締役会において、平成 21 年 2 月 10 日付「リーマン・ブラザーズ証券との取引清算と当社業績に与える影響等および経営改善のための諸施策に関するお知らせ」の別紙「リスク管理体制の抜本的強化策について」の課題に対し、下記のとおりリスク管理強化策を実施し、また今後も継続的に全社的リスク管理体制を強化・実践することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 リスク管理委員会の機能向上

(1) リスク管理委員会への付議内容の見直し

リスク管理委員会への付議内容に関して、リスク管理態勢のスキーム構築、管理手法の検討、運用状況のモニタリングなど、リスク管理態勢全般のテーマを議題の中心とすることに改めるとともに、これまで議題の中心を占めていた個別投融资案件は、経営会議への付議事項とする取扱いに変更します。

(2) リスク統括部署の設置

リスク管理態勢の整備、各種リスクの運用状況のモニタリング、リスク管理委員会の運営サポートなどに関する事務を所掌するリスク管理の統括部署として、リスク管理統括課を企画総務部内に設置します。

(3) 取締役会との関係

リスク管理のスキームに関する基本的事項は、取締役会の承認を得ることとします。

(4) 委員会メンバーの拡充

毎月開催する委員会の出席メンバーに顧問弁護士その他委員以外のメンバーを適宜加えることとし、幅広く意見を聴取する運営方法に改めます。

2 貸出審査・管理体制の強化

(1) 審査管理体制の強化

証券担保ローン（ビジネスローン）の貸出審査等において、営業部門が行う審査に加え、営業部以外の部署（資金証券部証券管理課）による審査を行うことにより、牽制機能を強化するとともに、貸付先や担保銘柄に関する審査機能の強化を図ります。

(2) 審査機能の集約

資金証券部証券管理課において、東京で営業する株券レポ取引の審査に加え、証券担

保ローン（ビジネスローン）の審査管理を所掌することにより、審査機能の集約を図ります。

(3) 担保不足対応処理の強化

証券担保ローン（ビジネスローン）において、不良債権の発生・拡大を抑制するため、担保不足が発生した際の追加担保の督促、担保処分など一連の担保不足対応に関する処理体制を見直し、顧客と直接折衝しない部署、かつ、営業部以外の部署（資金証券部証券管理課）に当該事務処理の主要部分を移管し、牽制する体制強化を図ります。

3 株券レポ取引の取引額等の適正化

(1) 取引限度額の引下げ

取引限度額については、原則、当社の自己資本の額を上限と規定するほか、取引先の財務内容等によって、当該限度額を引き下げるなど取引額を抑制する措置を講じます。

(2) 基準担保金率の上限を規定

基準担保金率については、金融商品取引業者等金融機関取引と一般事業法人取引に区分して、各々の基準担保金率の上限を規定します。

(3) 貸借期間の短縮

最長貸借期間（取引実行日から取引決済日までの期間）の定めを従来の「1年以内」から「6か月以内」に短縮します。

4 ビジネスローンの商品性の見直し

(1) 貸付期間の管理強化

自社株を担保とするビジネスローンにおいては、貸付期間（1年以内）の延長を認めない措置を講じます。

(2) 担保受入制限の設定

経済動向等を反映した受入銘柄制限基準を設けるとともに、担保受入株数については、市場流動性に重きを置き、売買高を反映した受入株数制限基準を設け、貸付商品として安全性を強化します。

(3) 取引限度額の引下げ

新興市場銘柄を主な担保とする貸出は、取引限度額の大幅減額など、貸出額を抑制する措置を講じます。

5 内部監査機能の強化

(1) 関係部署間の牽制状況の確認

営業部に対する資金証券部証券管理課の牽制機能など関係部署間の牽制状況のモニタリングをより強化し、必要に応じて改善を要請します。

(2) リスク管理態勢に対する内部監査の実施

リスク管理の態勢や手法の適切性、統制プロセスの有効性を検証し、その監査結果を取締役会およびリスク管理委員会に報告します。

(3) 監査チェックリストの見直し

リスクに対する統制プロセスを明確にした上で、その有効性の評価が行えるように、上半期中を目途に、監査チェックリストの見直し作業を開始しております。

以 上